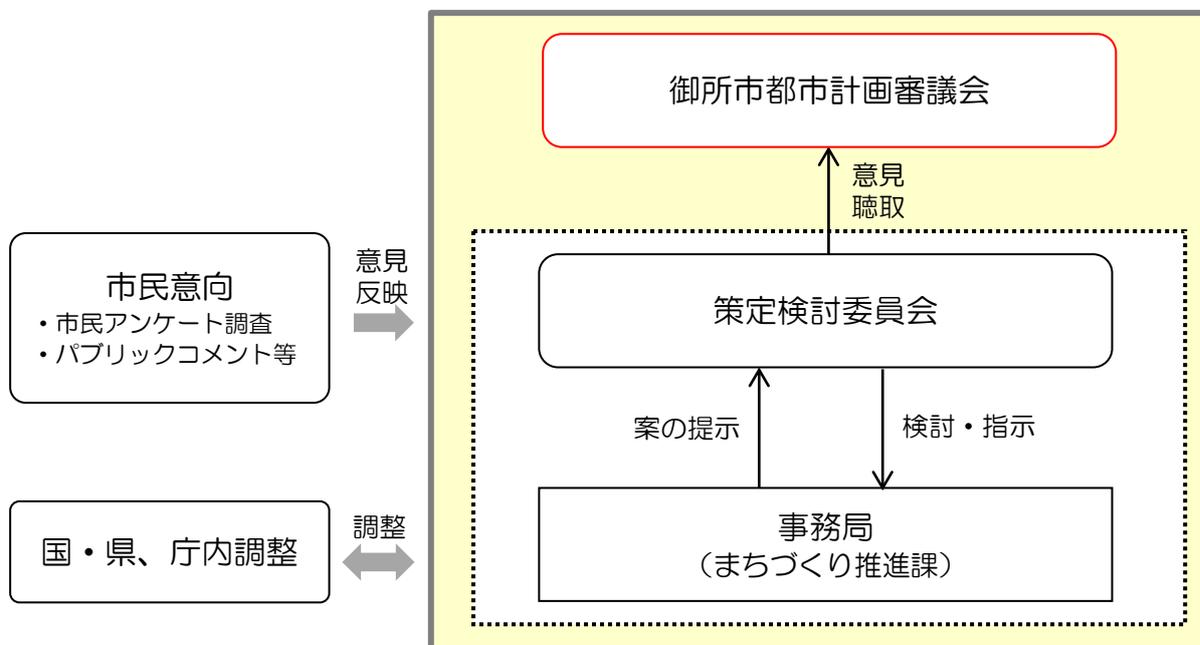


# 資料編

## 1. 立地適正化計画の策定体制

立地適正化計画の策定にあたっては、市民意向を反映しつつ、策定検討委員会の開催を通じて素案・原案を作成し、都市計画審議会の意見聴取を経て策定しています。



御所市立地適正化計画策定検討委員会名簿

区分	役職名
委員長	副市長
副委員長	企画政策部長
委員	企画政策部参事
	総務部長
	市民協働部長
	健康福祉部長
	健康福祉部参事
	産業建設部長
	産業建設部参事
	教育委員会事務局長

## 2.策定の経緯

	年月日	会議等	概要
令和3年度	令和3年8月～ 令和4年3月	事務局検討作業	現況調査・分析、解決すべき課題、まちづくり方針等の検討
	令和4年2月14日	都市計画審議会	立地適正化計画について 策定体制とスケジュールについて
令和4年度	令和4年5月23日	第1回策定検討委員会	立地適正化計画の策定について 市民アンケート調査について
	令和4年6月14日～ 令和4年6月30日	市民アンケート調査	18歳以上の市民2,000人対象
	令和4年8月3日	第2回策定検討委員会	第1回策定検討委員会での意見と 対応について 市民アンケート調査結果について 計画検討案について（現況・課題等）
	令和4年10月	庁内情報収集	庁内関係部署へのペーパーヒアリング （誘導施策）
	令和4年11月7日	第3回策定検討委員会	第2回策定検討委員会での意見と 対応について 計画検討案について（居住・都市機能 誘導区域、誘導施策等）
	令和5年1月18日	都市計画審議会	中間報告
	令和5年2月6日	第4回策定検討委員会	都市計画審議会における意見について 第3回策定検討委員会での意見と 対応について 計画検討案について（防災指針等）
	令和5年2月	国土交通省近畿地方整備局、 奈良県に対するヒアリング	居住誘導区域、都市機能誘導区域に ついて
令和5年度	令和5年5月	国土交通省近畿地方整備局、 奈良県に対するヒアリング	御所市立地適正化計画（素案） について
	令和5年5月12日	第5回策定検討委員会	第4回策定検討委員会での意見と 対応について 御所市立地適正化計画（素案） について
	令和5年6月23日～ 令和5年7月24日	パブリックコメント	御所市立地適正化計画（素案） に対する意見募集
	令和5年8月7日～ 令和5年8月21日	原案の縦覧	公聴会の開催に向けた縦覧
	令和5年8月31日	公聴会の開催（中止）	公述申出書の提出なし
	令和6年2月9日	第6回策定検討委員会	御所市立地適正化計画（原案） について
	令和6年2月22日	都市計画審議会	原案に対する意見聴取
	令和6年3月31日	立地適正化計画の公表	

### 3.用語解説

#### あ行

用語	解説
依存財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫支出金、地方交付税、地方譲与税などにより国の基準により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、市が独自に収入源を決められないため「依存財源」という。</li> </ul>
雨水貯留浸透施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水を一時的に貯めたり、地中に浸透処理させることで、下水道や河川に流出する雨水を抑制する施設のこと。</li> </ul>
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道と道路交通（バス・路面電車・タクシー・自家用車など）を結ぶ交通結節点として、鉄道駅の前に設置される広場のこと。</li> </ul>

#### か行

用語	解説
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的や地域的、あるいは都市内において骨格的な道路網を形成する道路。</li> </ul>
急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』第3条に基づき、関係市町村長の意見を聞いて、都道府県知事が指定した区域のこと。崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他のものに被害が生じるおそれのある斜面や、それに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されないようにするため、一定の行為を制限する必要がある土地のことをいう。</li> </ul>
交通結節点	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場(鉄道とバス・自動車・自転車等) や 駐車場(自動車と自転車・徒歩等)など複数あるいは異なる交通手段の接続が行われる場所。</li> </ul>
公的不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方公共団体が保有する不動産のこと。</li> </ul>
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会、地域に住む人々の集まりのこと。また、広くは、共通の目的を持ち活動する住民の集まりのこと。</li> </ul>

#### さ行

用語	解説
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>『都市計画法』に基づき指定された、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域等の指定により、土地利用を規制・誘導し、良好な市街地の形成を目的とする区域。</li> </ul>
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>『都市計画法』に基づき指定された市街化を抑制すべき区域。</li> </ul>
自主財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などにより、市が自主的に収入することのできる財源。</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に自治会・町内会などを単位として組織される地域住民による自主的な防災活動組織のこと。</li> </ul>

<b>人口集中地区（DID）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国勢調査の基本単位区で、①人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup>以上であり、②隣接する基本単位区との人口合計が 5,000 人以上となる地区のこと。</li> </ul>
<b>生産緑地地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画で定める地域地区のひとつで、『生産緑地法』に基づき市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る区域のこと。</li> </ul>

## た行

用語	解説
<b>地域コミュニティ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会、地域に住む人々の集まりのこと。</li> </ul>
<b>地域防災計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『災害対策基本法』に基づき、災害発生時の応急対策や災害復旧などにかかわる事務・業務に対して総合的に定めた計画。</li> </ul>
<b>地区計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民等の参加によって、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める都市計画のこと。</li> </ul>
<b>低未利用土地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。</li> </ul>
<b>都市基盤</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、河川、上下水道、公園、その他の公共施設など、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。</li> </ul>
<b>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針。（都市計画法第6条の2）</li> </ul>
<b>都市計画道路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するため、『都市計画法』に基づき都市計画に定められた道路のこと。</li> </ul>
<b>都市計画マスタープラン</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正式には、『市町村の都市計画に関する基本的な方針』（都市計画法第18条の2）という。市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園など）の配置方針など、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。</li> </ul>
<b>土砂災害警戒区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『土砂災害防止法』に基づく基礎調査結果により、土砂災害のおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害の被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。</li> </ul>
<b>土砂災害特別警戒区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制などが行われる区域。</li> </ul>

## は行

用語	解説
ハザードエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画では、自然災害の潜在的危険性のある区域を指す。</li> </ul>
ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の災害に、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度などの情報や、避難所などの情報を地図上に明示したもの。</li> </ul>
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。</li> </ul>
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。</li> </ul>

## ま行

用語	解説
マイタイムライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイムライン（防災行動計画）とは、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画のことで、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のためのタイムラインをマイ・タイムラインという。</li> </ul>
メッシュ	<ul style="list-style-type: none"> <li>網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば 100m×100mの四角のこと。</li> </ul>

## や行

用語	解説
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>『都市計画法』に基づく地域地区の一種。土地の効率的な利用、居住環境の保全などを目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率を制限するもので、都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度。</li> </ul>